

令和3年度茨城県里親訪問等支援事業業務委託仕様書

本仕様書は、令和3年度茨城県里親訪問等支援事業業務委託（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「事業者」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 目的

里親等が養育に悩んだ際に、一人で抱え込むのではなく、子育ての悩みを相談しながら、社会的につながりを持ち、孤立しないようにするため、里親等相互の相談援助や生活援助、交流の促進など、児童の養育に関する支援を実施することによりその負担を軽減し、適切な養育を確保する。

本事業については、児童入所施設に配置されている里親支援専門相談員と連携して実施する。

2 委託期間

契約締結日から令和4年3月31日までとする。

3 内容等

本事業は、平成31年4月17日付け子発0417第3号厚生労働省子ども家庭局長通知の「里親養育包括支援（フォスターリング）事業の実施について」に基づき、次の事業を行うものとする。

（1）事業内容

この事業は次の①から⑥を行うものとする。

① 里親等への訪問支援

登録里親及び委託後の里親に対して、定期的に訪問支援を行う。

特に、児童の委託後間もない時や里親等が養育に不安を感じ始めた時、2人以上の児童を委託している時など、里親等の状況を把握し、適切な援助が受けられるようにする。

里親に対するレスパイト・ケア（※）について、里親とこれを受け入れる里親や施設の間の調整を行い、申請書を取りまとめて随時児童相談所へ提出する。

※レスパイト・ケアについては、平成14年9月5日付け雇児発第0909006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「里親の一時的な休息のための援助の実施について」及び「里親の一時的な休息のための援助の実施要領」に基づくものとする。

② 里親に対する電話相談

来所が困難な里親家庭に対し、電話相談を行う。

また、平日の昼間に相談出来ない里親に対しては、夜間や土日等に電話相談を行い、場合によっては里親宅へ訪問支援を行う。

訪問や電話相談等を通じて、里親養育の状況に応じた支援のコーディネートを行う。

①及び②については、随時児童相談所へ報告する。

③ 里親家庭の交流（杉の子のつどい含む）

里親や里子が集い、相互の交流を行い、情報交換や交流を深める（里親交流会、里親

子交流会2回程度)。交流会実施後、里親交流事業報告書(様式第8号)を児童相談所へ提出する。里親交流会については、里親連合会と共催を可能とする。

また、里親会が実施する里親サロンなどにも積極的に参加する。

④ 親子再統合に向けた面会交流支援

児童相談所が親子再統合の判断をしている子どもに対し、里親と協力して、実親子の面会交流を支援する。

具体的には、保護者と子どもの面会交流のための場所の確保を含めた調整を行う。

交流前後の子どもの心身の状況等に応じて、里親が様々な場面で適切な対応を行うことができるよう、助言や相談等の支援を行い、その都度児童相談所に状況を報告する。

⑤ 自立支援計画の見直し案の作成

里親が作成する、養育状況報告書(様式第9号)を集約し作成し、その児童を所管している児童相談所へ提出する。

また、児童相談所が作成した自立支援計画に対し、委託児童の状況等が変化した際に、自立支援計画の見直し案を作成し、委託児童を所管する児童相談所に提出する。

児童相談所は、見直し案の内容に対して、受託家庭を訪問する等しながら、フォスターリング機関と見直し案について協議する。

⑥ 委託解除後の里親家庭への支援

児童の家庭復帰や不調による委託解除については、里親家庭に喪失感を生み出すため、里親家庭へ訪問するなどの支援を行う。

(2) 事業の実施体制

この事業の実施に当たっては、主たる担当者として里親等相談支援員を配置して実施すること。

また、里親等相談支援員の業務を補助する職員(相談支援員補助員)を配置することができる。

併せて、里親等へ委託された子どもであって、虐待等により特に専門性の高い支援が必要とされる子どもに対して、心理面からの訪問支援を行うため、心理訪問支援員を配置することができる。

(3) 里親等相談支援員の資格要件

里親等相談支援員の資格要件は次の①から⑤のいずれかに該当する者とする。

- ① 社会福祉士
- ② 精神保健福祉士
- ③ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第13条第3項各号のいずれかに該当する者
- ④ 里親として、又は小規模住居型児童養育事業、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設において子どもの養育に5年以上従事した者であって、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者
- ⑤ 都道府県知事が①から④に該当する者と同程度の能力を有すると認めた者

(4) 心理士訪問支援員の資格要件

心理訪問支援員の資格要件は、次のいずれかに該当する者とする。

- ① 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療

法の技術を有する者

- ② 都道府県知事がアに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

(5) 事業の実施地区

- ①中央児童相談所・日立児童相談所・銚田児童相談所管内

水戸市、笠間市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、小美玉市、茨城町、城里町、大洗町、東海村、大子町、日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、銚田市

- ②土浦児童相談所・筑西児童相談所管内

土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、阿見町、美浦村、利根町、河内町、古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、桜川市、五霞町、八千代町、境町

(※実施地区ごとの募集となりますが、複数地区に応募することも差し支えないこととする。)

(6) 留意事項

- ① 里親等に定期的に訪問することにより、委託された子ども又は養子（以下「委託された子ども等」という。）の養育状況の把握に努め、委託された子ども等の養育に関する適切な指導や助言を行うこと。
- ② 里親等から援助の依頼があった場合には、援助者・里親等の双方の調整を行い、援助の期間、内容などを決定すること。
- ④ 援助にあたっては、子どもの委託後間もないときや里親等が養育に不安を感じ始めたとき、多人数を委託しているとき等里親等の状況を把握し、適切な援助が受けられるよう留意すること。
- ⑤ 里親等への訪問により、児童相談所による指導が必要である場合や委託された子ども等を里親等が養育することが不適切であると判断した場合には、速やかに児童相談所に報告すること。
- ⑥ 里親等が円滑にレスパイト・ケアや子育て短期支援事業（ショートステイ）（以下「レスパイト・ケア等」という。）を利用できるよう、受け入れ先となる里親や施設の里親支援専門相談員との間で、予め里親等に関する情報を共有しておくとともに、実際のレスパイト・ケア等の受け入れを通じて、里親と里親支援専門相談員との信頼関係を築くよう努め、関係性が構築された後には、当該里親に対する訪問支援について、里親支援専門相談員を積極的に活用すること。
- ⑦ 里親相互交流は定期的実施するものとし、必要に応じて児童相談所の里親担当職員や子ども担当職員、児童福祉司経験者、里親支援専門相談員、里親経験者などに参加を求めるものとする。
- ⑧ 相互交流の実施にあたっては、里親等が主体となって企画するものとし、必要に応じて児童相談所の里親担当職員や子ども担当職員、施設の里親支援専門相談員と連携を取りながら支援にあたるものとする。
- ⑨ 親子の再統合に向けた面会交流支援については、保護者と子どもの面会交流のための場所の確保を含めた調整を行うこと。
- ⑩ 調整にあたっては、子どもと保護者、里親との関係性に留意すること。

- ⑪ 保護者の不安や悩み等の相談に応じるとともに、里親に対しても、交流の重要性等について十分に説明すること。
- ⑫ 交流前後の子どもの心身の状況等に応じて、里親が様々な場面で適切な対応を行うことができるよう、必要な助言や相談等の支援を行うこと。
- ⑬ 夜間・土日の相談支援体制の整備について、平日の夜間や早朝など通常の開所時間外の時間、土曜日、日曜日、国民の祝日及び休日（以下「夜間休日等」という。）の相談支援体制を必要に応じて整備すること。
- ⑭ 相談支援に当たっては、十分に経験を積んだ者を充てるなど、適切な指導や助言を行えるよう留意すること。

4 実施状況報告

事業者は、事業終了後、県に実施状況報告書（様式第1号）を提出しなければならない。

5 関係書類の整備等

- (1) 事業者は、次の帳簿を備えなければならない。
 - ア 本事業実施に係る収支に関する帳簿
 - イ 事業対象者に対する支援の記録
 - ウ その他本事業実施に際して必要となる諸記録
- (2) 事業者は、委託期間満了後、県から指示があったときは、事業対象者に対する支援の記録を県に引き継がなければならない。

6 事業の再委託

委託業務の全部を一括して第三者に再委託してはならない。また、委託業務の一部について再委託を行う場合は、次の各号について、あらかじめ県の承認を得なければならない。

- (1) 再委託の相手方の名称及び住所
- (2) 再委託を行う業務の範囲、必要性
- (3) 契約金額

7 その他の事項

- (1) 仕様変更
 - 事業者はやむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、予め県と協議の上、承認を得ること。
- (2) 記載外事項
 - 本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うこと。
- (3) その他
 - ア 本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、県と協議すること。
 - イ 採用になった企画提案は、必要に応じて一部変更する場合がある。
 - ウ 未委託里親や委託後の里親の意向に配慮すること。
 - エ 未委託里親や委託後の里親の個人の身上に関する秘密が守られるよう十分配慮すること。